

○議事日程 (平成二十六年三月十九日第三日)

日程第一	議案第一号	会議録署名議員の指名	日程第十四	議案第七号	養老町定年前に退職する意思を有する職員の新募集等に関する条例の制定について
日程第二	議案第二号	諸般の報告	日程第十五	議案第八号	養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する条例の制定について
日程第三	議案第三号	養老町職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十六	議案第九号	養老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
日程第四	議案第十号	養老町職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十七	議案第十号	土地の処分について(揖斐川養老防災拠点整備事業)
日程第五	議案第十一号	養老町職員の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について	日程第十八	議案第十一号	平成二十五年養老町上水道事業会計資本剰余金の処分について
日程第六	議案第十二号	養老町手数料条例の一部を改正する条例について	日程第十九	議案第十二号	平成二十五年養老町一般会計補正予算
日程第七	議案第十三号	養老町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例について	日程第二十	議案第十三号	平成二十五年養老町国民健康保険特別会計補正予算
日程第八	議案第十四号	養老町社会教育委員条例の一部を改正する条例について	日程第二十一	議案第十四号	平成二十五年養老町上水道事業会計補正予算
日程第九	議案第十五号	養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	日程第二十二	議案第十五号	平成二十五年養老町介護保険事業特別会計補正予算
日程第十	議案第十六号	養老町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	日程第二十三	議案第十六号	平成二十六年養老町簡易水道特別会計の繰入れについて
日程第十一	議案第十七号	地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例の制定について	日程第二十四	議案第十七号	平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
日程第十二	議案第十八号	養老町条例の左横書きに関する特別措置条例の制定について	日程第二十五	議案第十八号	平成二十六年養老町公共下水道

道事業特別会計の繰入れについて

日程第二十六 議案第二十七号

平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて

日程第二十七 議案第二十八号

平成二十六年養老町一般会計予算

日程第二十八 議案第二十九号

平成二十六年養老町国民健康保険特別会計予算

日程第二十九 議案第三十号

平成二十六年養老町簡易水道特別会計予算

日程第三十 議案第三十一号

平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計予算

日程第三十一 議案第三十二号

平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算

日程第三十二 議案第三十三号

平成二十六年養老町上水道事業会計予算

日程第三十三 議案第三十四号

平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計予算

日程第三十四 議案第三十五号

平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計予算

日程第三十五 議案第三十六号

平成二十六年養老町介護保険事業特別会計予算

日程第三十六 議案第三十七号

平成二十六年養老町介護サービス事業特別会計予算

日程第三十七 議案第三十八号

平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計予算

日程第三十八 同意第一号 教育委員会委員の任命同意について

日程第三十九 議案第三十九号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算

日程第四十 発議第一号 介護保険制度改正の見直しを求めめる意見書について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 田中敏弘

一 岩永義仁

二 長澤龍夫

三 大橋三男

四 三田正敏

五 吉田太郎

六 早崎百合子

七 野村永一

八 田中敏弘

九 松永民夫

十 皆川雅子

十一 中村辰夫

十二 岩瀬進

十三 水谷久美子

○欠席議員

なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育長	並河清次
総務部長兼企画政策課長	問山孝通
総務部総務課長	田中信行
総務部税務課長	渡邊章博
住民福祉部部長	日比重喜
住民福祉課長	松永博孝
住民福祉課長	野村博治
健康福祉課長	野村博治
住民福祉課長	高木久之
生活環境課長	高木久之
産業建設部長	柏渕裕昭
産業建設部長	川地豊己
農林振興課長	川地豊己
産業建設部長	加藤敏博
商工観光課長	加藤敏博
産業建設部長	伊藤博文
産業建設部長	伊藤博文
水道課長	西脇和信
会計管理者兼会計課長	安藤淳一
教育委員会事務局長兼生涯学習課長	藤田実芳

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

教育委員会	佐藤昌子
教育総務課長	佐藤昌子
教育委員会	伊藤公一
スポーツ振興課長	伊藤公一
消防長	堀田明男
議会事務局長	山中秀樹
議会事務局書記	川地洋子
議会事務局書記	稲川諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(田中敏弘君) おはようございます。

平成二十六年第一回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも、御一緒をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

ただいまから平成二十六年第一回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(田中敏弘君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、五番 吉田太郎君、六番 早崎百合子君を指名します。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第二、議会運営委員会の報告を願います。

ここで、三月十三日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 中村辰夫君。

○議会運営委員長（中村辰夫君） 議長の命により、議会運営委員会の報告を行います。

去る三月十三日、午後一時三十分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、第一回養老町議会定例会最終日における追加付議事件の審査の日程等についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了後に追加された日程第三十八、教育委員会委員の任命同意について及び日程第三十九、平成二十五年養老町一般会計補正予算の二件を議案として上程し、審議することに決定しました。

審議方法につきましては、日程第三十八、教育委員会委員の任命同意については、同意の人事案件につき、議題として上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決を行うこと。また、日程第三十九、平成二十五年養老町一般会計補正予算は、議題として上程後、提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決を行うことに決定しました。

なお、日程第四十、介護保険制度改正の見直しを求める意見書については、二月二十一日の当議会運営委員会において、議会最終日に発議することに決定しておりますので、御審議をお願いいたします。

以上、これで議会運営委員会の報告とします。終わります。

○議長（田中敏弘君） 議会運営委員会の報告が終わりました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に各常任委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。詳細については、後ほど各委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第四、議案第十号から日程第十一、議案第十七号までの八議案については、議会初日に提案理由

の説明が済んでおりますので、上程後、直ちに質疑に入ります。

○議長（田中敏弘君） それでは、日程第四、議案第十号 養老町

職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第五、議案第十一号 養老町職

員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第六、議案第十二号 養老町教

育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第七、議案第十三号 養老町手

数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第八、議案第十四号 養老町法

定外公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第九、議案第十五号 養老町社

会教育委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十、議案第十六号 養老町消

防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十一、議案第十七号 養老町

非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 昨年十二月に、団員の待遇改善を国

と自治体に義務づける新法が成立したわけですが、総務民生委員会の中でも待遇改善での報酬の関係についてはお尋ねいたしました。今回の退職報償金も、そういう新法の中での義務づけの中で検討された金額なのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 堀田消防長、答弁。

○消防長（堀田明男君） 失礼します。今の水谷議員からの質問に

ついて回答させていただきます。

これは、消防団を中心といたしました地域防災力の充実強化に基づく法律に基づいて実施させていただいた内容でございます。

以上でございます。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第十二、議案第五号 地域自治

町民会議と養老町との協働に関する条例の制定についてから日程第三十七、議案第三十八号 平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計予算までの二十六議案を一括議題といたします。

この二十六議案は、各常任委員会の所管事項ごとに、その委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 吉田太郎君。

○総務民生委員長（吉田太郎君） 総務民生委員会報告。

去る三月十日及び十一日、各委員及び執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例制定五件、平成二十五年度養老町一般会計及び特別会計補正予算三件、平成二十六

年度養老町一般会計及び特別会計予算六件の計十四件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果についてを御報告いたします。

まず、議案第五号 地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例の制定についてに関しては、一、自治町民会議の活動エリアはの問いに対して、地区の区長会長に立ち上げをお願いしているため、設立時は区長会長のおられるエリアになると考えられるが、その後、合併等が検討されるものと考えているとの回答でした。

二、設立された地域と、そうでない地域における補助金の格差はの問いに対して、既存の補助金、交付金を統合し、新しい組織へ交付するため、設立後も大きく変化することはないが、設立するための必要経費や、まちづくり計画策定等に要する経費は上乘せするとの回答でした。

三、事務局員の人件費の補助はの問いに対して、事務局運営費として、常勤職員一名分の人件費を含んで一括で交付する。なお、それ以外に非常勤職員を雇う場合は地域で判断してもらうとの回答でした。

四、人件費を抑制する考えはの問いに対して、地域自治町民会議の設立と同時に自治会館の窓口業務を廃止し、それに見合う人件費を地域自治町民会議事務局員の人件費として交付する。また、公民館の主事補も、事務局員が兼務する方向で人件費を抑制するとの回答でした。

五、第三条にある、町と対等な立場とはの問いに対して、町が提案する事務事業を断ることもできるし、逆に地域が求める提案については、法的に問題がなければ、町は地域にお願いすることもあるとの回答でした。

六、公民館を活動の拠点とする場合、社会教育法に基づく事業制約に対する対処法はの問いに対して、二つの方法が考えられ、一つは公民館としての機能を用途廃止する方法と、もう一つは公民館の事務を補助執行とする方法であるが、具体的には法に抵触しない方法を検討するとの回答でした。

七、町と地域自治町民会議の間で個人情報保護に関する取り扱いはの問いに対して、町が委託する地域で行う事業であれば、必要な個人情報地域自治町民会議へ提供するが、契約の際に個人情報保護の制約を加えるとの回答でした。

八、地域自治町民会議における区の位置づけはの問いに対して、区は最小の自治組織であり、地域自治町民会議の主要な構成メンバーでもあるので、先導役とすることを期待しているとの回答でした。

九、地域自治町民会議が立ち上がり、将来的に区長会と統合する場合の区長手当の取り扱いはの問いに対して、区長手当は、区長の報酬と考えているが、その手当を町民自治会議の活動費等に充てるかどうかは地域で相談して決めてもらうとの回答でした。

十、第六条にある、町長が別に定めるものとはの問いに対して、町民会議の認定に関する規則と、財政支援に関する規則の二つを定めることを検討しているとの回答でした。

十一、多芸自治会館の取り扱いはの問いに対して、多芸東部地区には多芸自治会館を活用してもらい、多芸西部地区には福祉センターやその他の施設があるため、施設を有効に活用してもらうとの回答でした。

次に、議案第六号 養老町条例の左横書きに関する特別措置条例の制定についてに関しては、移行に伴う経費はの問いに対して、移行費として百二十万円と、新例規作成として百十万五千円かか

る。なお、一年間にかかる費用として、現在、税抜き五百七十万円かかっているが、来年度は税抜き五百六十一万四千円となるとの回答でした。

次に、議案第七号 養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてに関しては、一、第二条第一号で定める、募集する職員に該当する人数はの問いに対して、四十五歳以上の職員として、現在百十人程度が該当するとの回答でした。

二、募集の時期はの問いに対して、職員の年齢別構成の適正化を図る必要がある場合に行うものであり、定期的に行うものではないとの回答でした。

次に、議案第八号 養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する条例の制定についてに関しては、一、当条例に対象する件数と、その金額はの問いに対して、第三条第二号の対象は十四件の十人、合計金額は三千三百二十二万七千五百八十四円との回答でした。

二、連帯保証人が負う責任の範囲はの問いに対して、第三条にある各号全てが該当する。なお、本人が時効の援用を申し出たとしても、連帯保証人も自身の時効の援用を申し出ない限り時効は成立しないとの回答でした。

三、条例を制定する理由はの問いに対して、第三条各号に該当するものは債権放棄し、それ以外の債権についてのみ法的措置により早期回収できるようにするためとの回答でした。

四、実施時期はの問いに対して、実施時期は弁護士法人と協議して決める。なお、初めに弁護士法人から債権回収のお願い文書を送付し、その対応状況に応じて債務者を振り分けることから実施するとの回答でした。

五、債権放棄した金額に対する国や県の補助はの問いに対して、第三条各号に該当する場合は、国から二分の一、県から四分の一の補助が受けられるとの回答でした。

次に、議案第九号 養老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてに関しては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第二十号 平成二十五年養老町一般会計補正予算における総務民生委員会関連では、まず歳出に関しまして、一、臨時福祉給付金を支給する時期はの問いに対して、課税状況が確定する六月以降に作業を開始するため、想定としては七月上旬から八月末までに申請書を発送し、十一月上旬から十二月までに支払いを行うとの回答でした。

二、小・中学校のパソコン買いかえの際、データや機器の処分方法の問いに対して、データの消去については、契約に含まれている。また、機器の処分については、小学校パソコン教室は請負業者が処分し、小・中学校の教職員用はリース会社が引き取るとの回答でした。

三、留守家庭児童教室の職員賃金が減額となる理由はの問いに対して、職員賃金がここ二、三年平均的になっていることから、過去の実績により、休憩時間も含め一時間を削除したためとの回答でした。

なお、職員賃金を減額できるのであれば、今後は時間延長も検討してほしいとの要望がありました。

四、幼稚園臨時職員の採用方法はの問いに対して、総務課に保育士や幼稚園教諭の登録資料があるため、その中から選び、面接を行い決定するとの回答でした。

五、新規採用の幼稚園臨時職員の取得免許はの問いに対して、

幼稚園教諭と保育士の両方を取得しているとの回答でした。

六、幼稚園にいる外国籍の児童に対する職員配置はの問いに対して、外国籍の児童に対しては、支援を要する園児と同様に、各幼稚園にて加配の幼稚園教諭により対応しているとの回答でした。

七、象鼻山古墳発掘品等の展示による活用はの問いに対して、象鼻山古墳の発掘品は十萬点以上あり、その他古文書も多数あるため、保存状態を保つことを第一に保管庫を改修したところであるが、展示による活用は解決すべき課題も多いが、今後検討するとの回答でした。

象鼻山古墳発掘品の具体的な内容はの問いに対して、まだ細かく仕分けしたわけではないため把握できていないが、今年度は平成二十二年度に行った六カ所の発掘調査についての報告書を作成するとの回答でした。

九、中学校校舎等施設整備を増額する理由はの問いに対して、ことし一月に国から前倒し工事の照会があり、東部中学校の大規模改造工事について、高田中学校の管理棟の耐震補強工事についての前倒しができるものと判断したため。なお、全額を繰り越して四月に入札を行う。

歳入に関しては、岐阜県清流の国地域振興補助金の額はの問いに対して、当補助金の補助率は二分の一以内で、限度額が一千万円である。なお、事業内容が違っていれば、翌年度以降も申請できるとの回答でした。

二、岐阜県清流の国地域振興補助金の申請状況はの問いに対し、養老町清流の国づくりの計画書を作成し、十二事業について県へ補助金の申請をしたが、そのうち一三〇〇年祭プレイベント事業、クラインガルテン整備事業、スポーツ振興大会としてのウォーキング大会、町民プールのリニューアル記念事業の四つの事業につ

いて承認されたとの回答でした。

次に、議案第二十一号 平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算及び議案第二十三号 平成二十五年度養老町介護保険事業特別会計補正予算に関しては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第二十八号 平成二十六年養老町一般会計予算における総務民生委員会関連では、まず歳出に関して、総務費関係としては、ふるさと納税の特産品の内容はの問いに対して、具体的な品物については、今後検討するとの回答でした。

二、（仮称）養老の郷づくり会社へ、出資ではなく補助金との考えはの問いに対して、町の意向を反映していくには、株主としての立場を行使する必要があるとの回答でした。

なお、執行より、町の出資者としての有限責任を説明する資料が配付され、内容説明がありました。また、それに対し、委員からは、前もって説明しておくべきであるとの意見がありました。

三、有限責任を説明する資料を作成した経緯はの問いに対して、議会全員協議会で説明した内容と同じであるが、町長との触れ合いトークにおいて、町の有限責任を明確にするために資料として作成したとの回答でした。

四、町の構想を（仮称）養老の郷づくり会社の定款に反映させる方法はの問いに対して、町は、出資者について選定評価委員会を審査し、その後、設立準備会で選定された出資者を集めて町の構想を説明し、全員で協議し、定款を決める。なお、定款がしっかりしたものでなければ町としては出資はしないとの回答でした。

五、ホームページの（仮称）養老の郷づくり会社設立準備会への参加募集について、現在の応募状況はの問いに対して、数件の問い合わせがあるとの回答でした。

六、社会保障・税番号制度システムの当町の活用方法はの問いに対して、既存の住基システムの改修をメインに行い、個人の町税や、それ以外の業務についても一元的に管理をし、特定個人情報保護評価を経てからそれぞれ洗い出しをする。なお、その他の利用方法についても現在検討中であるとの回答でした。

七、婚活支援事業の内容はの問いに対して、婚活サポーターの養成として、講習会や研修会を実施する。また、婚活支援事業として、イベントを開催する団体への補助を行うとの回答でした。

八、婚活支援事業費四十万円の内訳はの問いに対して、婚活サポーターの養成を業者委託するための費用として三十万円、婚活支援事業を新規に実施する二つの団体への補助金としてそれぞれ五万円との回答でした。

九、人権擁護推進事業費の内容はの問いに対して、人権教育啓発に関する基本計画の見直しのため、アンケートを実施し、計画を策定するものとの回答でした。

十、町制六十周年記念事業の内容はの問いに対して、記念式典と記念公演等を十一月に養老の日推進大会と兼ねて実施する。また、薪能の上演を夏から秋の間で養老公園滝谷を会場として実施することを検討している。

なお、大垣JCが実施するツール・ド・西美濃に、町としても協賛するとの回答でした。

十一、町制六十周年の冊子を作成する考えはの問いに対して、一昨年度、町制要覧の改正をしたところなので、町制六十周年の冊子としては作成しないが、養老改元一三〇〇年を迎える二〇一七年には、広い意味での町制要覧のような冊子の作成を検討するとの回答でした。

民生費関係としては、一、手話奉仕員養成講座事業の内容はの

問いに対して、海津市、垂井町、関ヶ原町と共同で業者と委託契約をし、西濃総合庁舎を会場として、年間を通して講習会を実施するものとの回答でした。

二、手話奉仕員養成講座事業の各市町の募集人数と広報の方法はの問いに対して、今後、委託契約をする段階で決定するため、現在では具体的には決まっていないとの回答でした。

三、敬老会事業の変更内容はの問いに対して、敬老会事業については、補助事業から委託事業に変更となり、七十五歳以上に一律二千円のお祝い金を支給するものとし、また各支部の敬老会については従来どおりに実施されるとの回答でした。

四、老人クラブ育成事業内容はの問いに対して、各地区老人クラブで実施されているゲートボール大会等の経費など、事業計画に基づき、各老人クラブへの補助をするものとの回答でした。

五、国民年金事務費が増額となる内容はの問いに対して、年金生活者支援給付金が平成二十七年十月に施行されることに伴い、システム改修費を追加するもの。なお、全額が国から補助されるものとの回答でした。

衛生費関係として、一、生ごみ処理機は今後も需要が見込まれるが、補助事業を終了した理由はの問いに対して、生ごみ処理機の補助件数が年々減少しており、十分に普及したと判断したため。なお、この補助事業はごみを減らす啓発運動と捉えてほしいとの回答でした。

二、ドリームパークに対する補助金が増額となる理由はの問いに対して、旧施設の解体費用及び汚染土壌の処理に多額の費用がかかるので、当町の負担金が五千万円ほど増額になる。なお、今後、ドリームパークでの三年間の点検期間が過ぎているため、定期的に修理をする費用も発生するとの回答でした。

土木費関係としては、一、中央公園野球場のミーティング室の利用状況の問いに対して、国体以降は余り利用されていない。また、二十六年度は、県民スポーツ大会にてペタンクが多目的広場で開催されるため、その際に案内板を設置して利用を呼びかけていきたいとの回答でした。

二、野球場照明塔の改修内容はの問いに対して、昨年の夏、照明塔がショートし、また支柱の配電盤が腐食しているため、照明塔二基を改修するものとの回答でした。

消防費関係としては、一、防災ラジオの放送内容について、アンケートを実施する考えは、また二十六年度の購入台数はの問いに対して、アンケートについては今後検討する。また、購入台数は七十台を予定しているとの回答でした。

教育費関係としては、一、国の留守家庭児童教室の基準を見直す動きに対する本町の考え方はの問いに対して、二十六年予算は特に変わりはないが、二十六年に開催される町子ども・子育て会議等において、今後の方向性をつかみ、その後の予算に反映したいとの回答でした。

二、各留守家庭児童教室で、一人当たりの床面積が狭い小学校はの問いに対して、笠郷小学校と養北小学校である。なお、笠郷小学校は、図工室を改修したため、今後、教室の入れかえを行う予定であり、養北小学校は、夏休みに体育館会議室を利用する予定であるとの回答でした。

三、小・中学校図書室の図書費の状況はの問いに対して、ここ数年、光を注ぐ交付金や寄附金があり、以前に比べると図書が充実しているが、必要があれば現場の調査をするとの回答でした。

四、鹿児島市中学校生徒交流事業の内容は、また経費の個人負担はの問いに対して、二十六年十一月十四日から二泊三日で、鹿

児島市立甲東中学校の生徒十名、学校関係者及び教育委員会職員各一名が参加され、その費用は当町がほぼ全額負担する。また、当町の個人負担については今後検討するとの回答でした。

次に、歳入に関しては、一、軽自動車税が上がる時期はの問いに対して、法改正により、平成二十七年の四輪車等の新規取得分から税額が上がるため、予算に反映されるのは実質的に二十八年度からとなるとの回答でした。

二、衛生使用料が八百三十一万円増額となっている理由はの問いに対して、清華苑での公金横領による状況を把握し、過去の使用料を正常な状態に戻した結果であるとの回答でした。

なお、本議案に対し、水谷委員、中村委員、松永委員、岩永委員、野村委員の五名の連署による修正動議が提出され、原案とあわせて審査しました。

次に、議案第二十九号 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計予算に関しては、一、当町の疾病の傾向はの問いに対して、がんや脳血管疾患が最も多い。なお、がんで死亡する確率を指数であらわすと、全国が二八三・二、当町が三三八・三となり、西濃管内では一番高いとの回答でした。

二、ジェネリック薬品の使用状況はの問いに対して、国保の冊子でPRしているが、詳細は把握していないとの回答でした。

三、新聞報道にある今後の国保の方向性はの問いに対して、昨年十二月にプログラム法案が可決され、保険者は県とし、保険料の徴収は市町にて行うというルールが敷かれました。なお、財源としては、半分が保険料、残り半分が国と県の補助となるとの回答でした。

四、特定健診の受診率を上げる検討はの問いに対して、医師会と受診率を上げるための相談はしているが、よい方策は見つかっ

てはいない。なお、現在でも全員に通知をしており、医療機関への勧奨の依頼は行っているとの回答でした。

五、新年度の保健センターの体制はの問いに対して、体制としては現状維持である。なお、業務はふえているが、保健師一人当たりの人口として、当町は県内で三十番目であるとの回答でした。

六、健康づくりに対する見解はの問いに対して、町では、医師会の協力のもとに健康なまちづくり推進会議の中で、メタボ、ロコモ、がん、認知症の対策を進めている。町スポーツ連盟では、健康づくりを想定したスポーツの振興として、軽運動を提案している。町も一緒に進めていくとの回答でした。

七、再検査の受診率を上げる対策はの問いに対して、再検査が必要な方には、保健センターから通知をし、追跡調査をして保健師が電話で指導している。なお、再検査に対する町の補助は考えてはいないとの回答でした。

次に、議案第三十二号 平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算に関しては、一、悪質な滞納者の状況はの問いに対して、悪質な滞納が五十九件、四十五人、一億百六十四万七千二百円であり、この分については、二十六年から弁護士法人の協力により回収に努めていくとの回答でした。

次に、議案第三十六号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計予算に関しては、一、介護認定が非該当となった場合に利用できるサービスはの問いに対して、六十五歳以上で非該当となった方には町社会福祉協議会のホームヘルパーによる生活支援を有料で利用でき、買い物や掃除等のサービスが受けられる。

二、今後の町の地域支援事業の方向性はの問いに対して、現在、町で策定している第六期介護保険事業計画について、二十六年中に国から指針が示される予定であるので、その指針を待って計

画書を作成したいとの回答でした。

次に、議案第三十七号 平成二十六年養老町介護サービス事業特別会計予算に関しては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第三十八号 平成二十六年養老町後期高齢者医療特別会計予算に関しては、一、岐阜県の保険料の全国順位はの問いに対して、岐阜県の保険料は全国で二十一番目であり、中間であるとの回答でした。

以上、審査に付されました条例制定五件、平成二十五年養老町一般会計及び特別会計補正予算三件、平成二十六年特別会計予算五件の計十三件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、平成二十六年養老町一般会計予算については、まず、修正案については挙手多数により、修正部分を除く原案については挙手全員で、それぞれ可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過及び結果報告といたします。

○議長（田中敏弘君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより、総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外議員からの質疑といたします。

なお、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁を願います。また、修正案に対する質疑は、修正案を委員会において提出した議員に答弁を願います。そして、修正案による執行上の問題点等についての質疑は、執行に答弁を願います。

それでは、質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） それでは、総務民生委員会の審議を御苦労さんでございました。私のほうから二点についてお尋ねをしたいと存じます。

これは、どういう形で経過、審議されたかについての確認でございますが、お願い申し上げます。

実は、昨日もこうした議題の中でありましたように、養老の郷づくりについてのいろんな御審議をされてきておるといふことの報告がございました。その中で、いろんな角度から今日までの経過についての一つの審議がされております。

一つ確認をしておきたいんですが、昨日、私ども一般質問の中で、この問題についての現況についてという質問がありました。そのときには、基本的には私どもは違う立場の行政のほうからいろんな形の今日までの経過が報告されたわけですが、私は議員の立場として、こうしたものに対して、いま一度経過だけの確認を総務民生委員会でも確認されたかどうか、その点だけお聞きしたいと存じます。

特に、その中で養老改元新生まちづくり構想についてのいろんな議題が出ておったと存じますが、その点について、先ほどありましたような中の中身でございますが、審議をされてきた中の一応順番だけ確認をしたい。総務民生委員会の中では、こうしたものの提案をされたところの経過だけは確認をされておったと存じます。一つは、この新生養老まちづくりに対します一つの予算が初めて計上されてきております。今日まで計上されてきておりませんでしたが、初めてこれが構想として予算化をされ、一般会

計の中にも組み込まれたわけですが、この流れだけ一遍確認をしておきます。

この新生養老まちづくり構想は、私どもの議会にも新生養老まちづくり推進委員会というものに対して、参画してほしいというような一つの形が整えられたわけです。それで、この構想が実現に向けての委員会が発足し、これが、日にちを私は確認しておきたいわけですが、二十四年の六月十四日に第一回のこうした開催をされておるわけですが、そのときへの私どもの議会の参画は、私どもの代表であります議長、副議長、総務民生委員長、産業建設委員長、きのう名前を挙げられましたが、松永議長、吉田副議長、早崎総務民生委員長、野村永一産業建設委員長、そのほか、医師会、教育委員会、観光、商工会、いろんな角度から、工場、農業委員会、それから民間の公募、それから地域からありますいろんな団体、それから大垣、西濃の役所関係まで含めた二十八人の中の構成でつくられてきたというこれは経過がございます。

その中で、この会議が三回持たれ、私どもにも中間報告として全員協議会には三回にわたって報告をされております。最後は二十五三年三月二十八日、議会全員協議会において、こうした形のまちづくり構想の中のパンフレットです、これは正式です。これが提示されました。そのときのこれまでの形は間違いないと思えます。これは総務民生委員長に確認しておきますが、そうした経過は間違いないと存じます。

それで、三月二十八日、このときの一応全員協議会に諮られたこの構想に対し、質疑の形でございましたがあつたと存じます。それは、基本的にはこの町づくりの会社についての一つの発生について第三セクターでやる、このものについては一ページしか書いていなかった。だから、この説明を求めましても、いろんな

一つの形でございまして、これには第三セクターとして限りなき税金の無駄遣いが発生するおそれがあるので、これは十二分な検討をして、私どもはこれに対して回答の返事を求めています。私もこのときには、出資金に對しましていろんな情勢が、質問をいたしましたものでございます。これは、この日の議事録によってもそのとおり書いてございます。その後は、一応形的には役職の皆さんも交代をされました。

その後、二十五年九月十七日、このときに全員協議会が開催をされ、初めて（仮称）養老のまちづくりの一つの実施要綱というのが提示されました。これは、総務民生委員会で諮られたというより、経過だけ今申し上げておりますので、お許しをいただきたいと存じます。このときに、初めて養老町の出資金たるものは、こういう形でやりますという項目が初めて入りました。これが大事なんです。（仮称）養老の郷づくり設立に当たり、養老町の出資額は、原則、会社設立全体の出資額は引き続いて二五％以下とし、かつ、金額で一千万円以下とすると、こういう文書がつかられ、全員協議会の中では、これを一つの報告事項としておたわけですが、一応全員協議会では認めたという形で全協が終わりました。

そのときから私は、もう一つ、このときに初めて設立された項目が、ことしの二月十日、私どもが、もう一度全員協議会が議長の名前で開かれ、（仮称）養老の郷づくり会社の設立に向けての説明を受けました。こうした経緯がありました。そのとき議長は、「こうした問題については、全員協議会の名の報告といたしません」、もう一つ、「質疑がございせんか」という問いで終わつたと存じます。質疑というのは、そのときには「質問はありませんか」と言ったら、「ありません」ということで閉じられており

ます。

これは、なぜ私がこういうことを言うということは、すなわちそういう経過をたどりながら、養老町の広報にも記載され、二月十日のこの一つの了解のもとに、養老町の広報にもこうした設立会社に対します広報の案文を載せ、新聞にも発表されたわけであります。それが私は経過であるということは、総務民生委員長にお尋ねいたしますが、そういうものを含めて総務民生委員会で検討をされたのかどうか、了承されたのか、その点だけの経過だけを僕は聞きたいわけです。そして、初めてこの修正案という形を私は、後から質問いたしますが、そういう形でこういうものは生まれてきたと存じます。

私は、基本的には、後からも言いますが、昨年の九月十七日からことしの二月十日まで、私どもは五カ月間にわたる議員提案があった、そういう審議間があったということだけを申し上げ、今そのことだけを総務委員長に對して、こうしたものを含まれて審査されたか、それだけお尋ねしておきます。

○議長（田中敏弘君） 総務民生委員会委員長 吉田太郎君、答弁。○総務民生委員長（吉田太郎君） ただいま、岩瀬議員からの質問に對してお答えします。

委員会では、執行より町の出資者としての有限責任を説明する資料が配付され、町のほうから説明がありましたということを報告させていただきます。以上です。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 二番 長澤龍夫君。

○二番（長澤龍夫君） 下水道関係でございしますが、下水道関係については産業建設委員会でありませんが、その中で今後見直しをと

いう形で、高度合併浄化槽を推進していくという形をお聞きしております。その高度合併については、衛生関係で総務民生委員会の方へ移行しておりますので、その辺のところでもちよっとお聞きしたいんですけど、高度合併浄化槽推進という形で、それに対する町単独の補助金の増額の件等いろいろお話はあると思うんですけど、その辺の協議がなされたのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 総務民生委員会委員長 吉田太郎君、答弁。

○総務民生委員長（吉田太郎君） その高度合併浄化槽に対しては何も質問はありませんでした。以上です。

○議長（田中敏弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十時五十分といたします。

（午前十時 四十分 休憩）

（午前十時五十分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 三田正敏君。

○産業建設委員長（三田正敏君） 去る三月十二日、各委員並びに執行部の出席のもと、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました財産の処分一件、平成二十五年度事業会計剰余金の処分一件、平成二十五年度一般会計及び事業会計補正予算二件、平成二十六年度特別会計の繰り入れ四件、平成二十六年度一般会計及び特別会計予算六件の合計十四件についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第十八号 土地の処分について（揖斐川養老防災拠点整備事業）、議案第十九号 平成二十五年度養老町上水道事業会計資本剰余金の処分について、この二議案に関しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第二十号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算に関してであります。

産業建設委員会関連で、まず歳出としては、一、地方バス路線維持事業の減額の理由はの問いに対して、自主運行バス運行費補助事業と地域間バス運行費補助事業について、事業費が確定したことによるものとの回答でありました。

二つ目、農地・水・農村環境保全向上活動推進交付金事業の減額の理由は、また加入面積とその割合はの問いに対して、当初、共同事業で二十二組織、向上事業では十六組織として計画していましたが、共同事業が一組織、向上事業では三組織が減少したため、また当町全体の農地に対する割合は、田が千四百ヘクタール、畑が三十ヘクタールであり、約六割の見込みであるとの回答でした。

三、農地・水・農村環境保全について、事業者の事務に対する町の指導はの問いに対して、町としては、団体に対し、事務のやり方を個別に指導したり、定年退職された方で、会計や農地に精通している方の人選をお願いしているとの回答でした。

四、有害鳥獣駆除に対する今後の方針はの問いに対して、国の事業を活用した防護柵の設置について、地域団体と研修会を開き、できる地域から防護柵を設置していき、また引き続き猟友会には個体数の調整を依頼する。なお、小水力発電を利用した電柵については、当町では適当な場所が見つかっていないとの回答でした。

五番目、養老公園に鹿の防護柵を設置する考えはの問いに対し、現在、県において養老公園内に防護柵を張りめぐらす検討をしているが、町としては隣接する地域ともよく協議をして進めてもらえるよう要望をしているとの回答でした。

六、橋梁長寿命化計画事業の対象件数と計画年数はの問いに対して、町道の幹線にかかる橋を調査した結果、三十七橋が対象となる。また、毎年二橋程度を修繕する計画としているとの回答でした。

七、スマートインターチェンジ建設事業の補正内容はの問いに対して、国の二十五年度補正があり、スマートインターチェンジに二千百万円の追加予算を受けたため、当初の予算の九百万円との差額である一千二百万円を補正計上した。なお、事業内容は、主にアクセス道路の測量委託であるとの回答でした。

次に歳入としては、社会資本整備総合交付金の減額の内訳はの問いに対して、橋梁長寿命化事業が七百万円の減額と、一般道路改修工事として社会資本総合交付金事業が一千二百万円の減額、スマートインターチェンジに関する事業が一千二百万円の増額となるとの回答でした。

次に、議案第二十二号 平成二十五年度養老町上水道事業会計補正予算、議案第二十四号 平成二十六年養老町簡易水道特別会計の繰入れについての二議案に關しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第二十五号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてであります。

一、前年度より繰入額が四百八十万円減額となった理由はの問いに対して、平成二十五年度の決算見込みによると、使用料収入がふえ、それにより繰越金がふえたためとの回答でした。

次に、議案第二十六号 平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて、議案第二十七号 平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての二議案に關しましては、特に質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第二十八号 平成二十六年養老町一般会計予算に關してであります。

産業建設委員会関連では、まず歳出の総務費関係としては、一、オンデマンドバスの朝の予約状況はの問いに対し、朝の予約状況は混雑しているが、予約方法を改善できないか再度検討するとの回答でした。

定期路線を併用する考えはの問いに対し、今後、定期路線との併用運行について、担当部署にて検討し、改善策がまとまったら推進委員会へ諮りたいとの回答でした。

三、予約後にキャンセルをされた件数はの問いに対し、件数の把握はしていないが、当日のキャンセルや、バス停に行っても来られない場合もあるとの回答でした。

なお、今後の運行計画のために、予約がとれなかった件数や、キャンセルの件数等も記録をとるように要望をいたしました。

四、公有財産及び普通財産管理費が減額となった要因はの問いに対し、主な要因は、二十五年までの公社の土地の買い戻しがなくなくなったことと、財産管理台帳の整備委託が二十五年で終了したこととの回答でした。

五、近鉄が養老鉄道を廃線する姿勢と聞くのが問いに対し、近鉄は、廃線までは言及していないが、収益体制の見直しについて、沿線市町に強く要望してきているとの回答でした。

六、養老鉄道活性化協議会が三月に立ち上げる勉強会の内容はの問いに対して、岐阜県と三重県で三月三十一日に勉強会を開始

する。なお、会議の傍聴はできないとの回答でした。

七、オンデマンドバスのアンケートを実施する考えはの問いに対し、一昨年前の試行運転のときにアンケートを実施したばかりなので、ある程度の期間を置いてから再度実施したいとの回答でした。

八、ゲンちゃんバスの経費との比較はとの問いに対し、オンデマンドバスの場合、利用料が五百万円ほどと、県の補助金が三百七十七万一千円あり、また自主運行バスとして、法律上、特別交付税算入が可能であるため、赤字額の八割が補助される。なお、八割全てが補助されると、ゲンちゃんバスの半分の経費で運用できることになるが、実際の補助割合は把握できていないとの回答でした。

次に、衛生費関係といたしましては、一、消火栓の状況はの問いに対し、現在、千百二基を管理しており、二十六年には新たに十五基を設置する予定との回答でした。

二、コミュニケーションプラントの基金の状況はの問いに対して、現在、基金は七千七百万円ほどあるが、今年度は千七百万円ほど基金から繰り入れる予定であり、五年ほどでなくなるとの回答でした。

次に、農林水産業費関係といたしまして、一、機構集積協力金交付事業の内容は、また青年就農給付金事業の内容はの問いに対して、機構集積協力金交付事業は、農業をリタイヤし、農地集積に協力する方を対象に、貸付面積に応じて三十万、五十万、七十万の経営転換協力金が交付されるもの。また青年就農給付金事業は、四十五歳未満の方を対象に年間百五十万円の給付が受けられるものとの回答でした。

二、土地改良区の統合はの問いに対して、町では、昨年十二月

に合理化調査検討委員会を立ち上げたところであり、今年度より委員会にて合理化や運営基盤強化について検討をしていく。なお、理想は一本化ではあるが、当町は地形や排水系統がまちまちであるため、それに近い形を目指すとの回答でした。

三、林業費における養老改元一三〇〇年プロジェクト事業のあずまや建設の内容はの問いに対し、滝前広場に縦五・四メートル横三・六メートルのあずまやを建設し、ベンチを十基設置する。なお、清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金として、二分の一が補助されるとの回答でした。

四、農業費における養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の体験農園の内容はの問いに対し、都市との交流として、町外から農業に興味のある方を受け入れ、田植えや稲刈りを体験してもらえ、イベントを実施する。なお、受け入れ団体は、農事組合法人驚巢に依頼をするとの回答でした。

五、元気な農業産地構造改革支援事業の内容はの問いに対し、認定農業者や生産組織による農業機械の購入助成や、新規就農者による育成確保支援に対し、県が三分の一、町が十分の一を百万円を限度とし、それぞれ助成するとの回答でした。

また、商工費関係といたしまして、一、太陽光発電の補助を廃止した理由はとの問いに対し、町の補助金見直しの視点及び交付に関する基準に基づき、国が廃止した場合は町も廃止するという規定により廃止したとの回答でした。

二、プレミアム商品券を廃止した理由はの問いに対し、プレミアム商品券は平成二十一年から行われているが、町の補助金等の見直しの視点及び交付に関する基準に基づき、原則四年以内という規定により廃止をしたとの回答でした。

三、企業誘致推進事業費の増額の理由はの問いに対して、宇田

の岐垣鋼業とカワセ精工が新たに該当したためとの回答でした。

四、B級グルメグランプリに町外から募集する考えはの問いに対し、御当地グルメの発掘が目的であるため、基本的には当町の事業者のみに募集を行うものであるが、近隣市町とは連携を図りながら進めたいとの回答でした。

五、一三〇〇年祭プレイベントにおける観光グルメのパンプレッツの配布はの問いに対して、商工会青年部が養老グルメマップを作成しているが、町としてもパンプレットの作成を検討するとの回答でした。

次に、土木費関係としては、一、スマートインターの進捗状況はの問いに対し、スマートインター対策協議会が一本化され、三月十四日に町とネクスコ中日本が初会合を持つこととなったが、地元とも協議をしながら進めていく。なお、平成二十六年予算では、ほぼ完成できる予算措置になっているが、どこまで進められるかは国の事業認可次第であるとの回答でした。

二、社会資本整備事業交付金事業の内容はの問いに対し、飯田二十二号線の継続が二千二百万円、幹線道路の舗装修繕が二千二百万円、新規事業として道路構造物の補修が五百万円との回答でした。

なお、改良住宅については、払い下げの前に滞納をなくす方針で進めています。三分の一が払い下げを希望している状況のため、あわせて早期実現されるよう要望いたしました。

消防費関係といたしましては、一、消防団員に救命胴衣四百着を配付する理由はの問いに対して、以前から消防団員の要望として聞いていたが、他市町では既に支給されている状況であることから、事故防止のため、新年度予算で対応することとしたとの回答でした。

次に、歳入に關しましては、一、町営住宅の空き部屋数とその対策はの問いに対し、下高田B棟が二件、岩道B棟が四件、岩道C棟が二件で計八件。なお、いずれも家賃の高い特定公共賃貸住宅が残っている。対策として、入居者の資格を緩和する方法や家賃を下げる方法について再度検討する。なお、家賃を下げるためには、近隣のアパート等との均衡があるため、それなりの根拠が必要となるとの回答でした。

次に、議案第三十号 平成二十六年養老町簡易水道特別会計予算に關してであります。

一、西部簡易水道の見直しはの問いに対し、組合との話し合いで、いずれは上水道に移行してもらえようように説明している。なお、今年度から老朽管の布設がえに相当な金額が必要となるが、上水道への移管を考慮して、そのまま使用できるような形で進めていくとの回答でした。

二、滞納整理の状況はの問いに対し、滞納額二百八十七万円に対し、十一月に未集金の通知を発送し、二月に給水停止の通知を発送したところ、四十五万七千円が入金されたとの回答でした。

三、使用料を改正する考えはの問いに対し、二十六年からは、上水道料金との格差や、基金が不足する状況、設備の老朽化について西部簡易水道組合に説明し、使用料の値上げ、あるいは上水道への統合に向けての協議を引き続き行うとの回答でした。

次に、議案第三十一号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計予算に關してであります。

一、使用料が増加した理由はの問いに対し、平成二十二年四月に宮崎で発生した口蹄疫により、牛の数が減少しているという情報をもとに二十五年予算は少なく見積もっていたが、決算見込みでは影響がなかったため、二十六年予算は過去四年間の使用

料の平均により算出したとの回答でした。

二、新市場建設計画の進捗状況はの問いに対し、県において新市場建設に向けた準備委員会を設置し、協議してきた結果、本町に建設することにおおむねの合意を得ている。なお、その件に関しては本町の二組合も合意しているとの回答でした。

次に、議案第三十三号 平成二十六年養老町上水道事業会計予算に関してであります。

一、不能欠損が十九年度から大幅に増加した要因はの問いに対して、平成二十四年度までは不能欠損を五年で行っていたが、二十五年からは不能欠損を五年で行うが、欠損処分した債権は私債権として管理し、雑収益としたため。なお、私債権は不能欠損後も徴収が続いているが、毎年同じ滞納者が多いため、なかなか減っていないとの回答でした。

二、漏水対策の進捗状況はの問いに対し、今年度の漏水調査により、二十四カ所の漏水箇所が見つかり、大きな箇所は既に工事を終えているが、小さな箇所は来年度に工事を実施する。なお、有収率は、二十五年一月の六七・二％から、現在は六九・九％となっているとの回答でした。

次に、議案第三十四号 平成二十六年養老町公共下水道事業特別会計予算に関してであります。

町の下水道計画の見直しはの問いに対し、現在、県が全県域下水道化構想の見直しを検討しているため、県の見直しを踏まえ、町の下水道計画全体を見直していきたいとの回答でした。

二、未接続者の対策はの問いに対し、中部処理区の未接続者がまだ多数いるため、接続者をふやす努力をしていく。なお、残りの鳥江地区に対しては、下水道を延長するか、高度処理型合併浄化槽を使用してもらえるかは今後協議をしていくとの回答でした。

三、高度処理型合併浄化槽への町の上乗せ補助の考えはの問いに対し、補助金により高度処理型合併浄化槽を設置しても、その後の維持管理費は自己責任となることから、下水道との不公平感の問題が生じるため、活発な議論を踏まえながら町単独による補助金の上乗せについても検討していくとの回答でした。

次に、議案第三十五号 平成二十六年養老町農業集落排水事業特別会計予算に関してであります。

特に質疑、討論はありませんでしたが、多額の起債償還金として一般会計から支出している状況もあり、高度処理型合併浄化槽を設置する奨励金として、それに相当する額を補助してもらうよう要望がありました。

以上、審査に付されました財産の処分一件、平成二十五年事業会計剰余金の処分一件、平成二十五年一般会計及び事業会計補正予算二件、平成二十六年特別会計の繰り入れ四件、平成二十六年一般会計及び特別会計等予算六件の合計十四件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（田中敏弘君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより、産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。なお、これらの案件については、総括質疑が終了しておりますので、所属外で審査の経過及び結果についての質疑といたします。質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

各常任委員会委員長に対する質疑が終わりました。

これより、順次、討論及び採決を行います。

まず、日程第十二、議案第五号 地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十三、議案第六号 養老町条例の左書きに関する特別措置条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十四、議案第七号 養老町定年前に退職する意思

を有する職員の募集等に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十五、議案第八号 養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十六、議案第九号 養老町消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十七、議案第十八号 土地の処分について（揖斐川養老防災拠点整備事業）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十八、議案第十九号 平成二十五年度養老町上水道事業会計資本剰余金の処分についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第十九、議案第二十号 平成二十五年度養老町一般会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十、議案第二十一号 平成二十五年度養老町国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十一、議案第二十二号 平成二十五年度養老町
上水道事業会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十二、議案第二十三号 平成二十五年度養老町
介護保険事業特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十三、議案第二十四号 平成二十六年養老町

簡易水道特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十四、議案第二十五号 平成二十六年養老町
立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十五、議案第二十六号 平成二十六年養老町
公共下水道事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十六、議案第二十七号 平成二十六年年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十七、議案第二十八号 平成二十六年年度養老町一般会計予算の討論を行います。

なお、本案については、委員長報告にもありましたとおり、修正案が出ておりますので、原案とあわせて行います。

それでは、討論はありませんか。

まず、原案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） 賛成意見を申し上げます。

平成二十六年年度一般会計予算は、今現在行われてきておりますいろんなことに対して組み入れられ、私はすばらしく進んでおる予算だと存じます。

なお、一つだけ、いろんな角度から問題にされておりますが、私どもが進めております養老のまちづくりの一つの構想実現のためにも、新生養老まちづくり構想、その第一年度だということの一つの予算が組み立てられておる現予算でございますが、私は全ての各課にわたり、適切なる形が整ってきておると存じまして賛成いたします。

なお、いろんな角度から検討をされておりますことにつきましては、一言、私は私の意見を申し上げます。

この一つの養老のまちづくりに対しますいろんな議論は、私ども先ほどもちよっと申し上げましたが、昨年の九月十七日、全員協議会を開催いたしましたときにも、養老の郷づくり会社に対します説明書が十二分に説明をされた。そのときに私どもが懸案として非常に心配をしておりました一つの事柄、基本的には出資金に対しますそうしたものを節度なく流出されることのないように、また一つの出資額に対します限度を設けるような質問をされておったわけですが、それがきちっと明確にうたわれたものが昨年の九月十七日の全員協議会に諮られました。全員協議会の皆さん方は御承知でございますが、今ここに私も持っておりますが、二十年の法改正で、「議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場」という形で法律上、明確に位置されております。全員協議会は議長が主幹するものでありますが、招集に關

しては議会運営委員会に諮ることも決めてございます。

なお、行政運営上の重要問題、企業誘致や開発公費に関連した対外折衝関連事項等についても意見を求める場合もあるという明記をされており、議員によっては、行政内容、あるいは提出議案について理解を深める機会にもなっていると。しかし、本会議や委員会というように、事前審査とならないようにするという配慮が必要であるということも書いてございますが、そういう中で提案をされてきております。

その後、今年二月十日に、十二分な、また再度執行部関係主幹を呼び、この説明がされ、その了解のもとに、二月十一日、議長の了解のもとに養老町広報に一つの提示をされ、この養老のまちづくりの会社の募集を養老町の広報に記載され、十七日までの間にそうした形のもので整えられてきておるところでございます。私は、この予算全てが基本的には養老町のこれから求めます養老のまちづくりの会社に行く構想であると、これを肩がわりしてくれるということを私は認めております。

特に私は、最も大切にしておりますのは、昨年十一月、養老で一三〇〇年イベントが開催されました。養老公園一帯で三万五千人以上のお客さんが見えになり、晴天に恵まれ、非常に立派でございました。しかし、観光客の中には、やはり半分の人が町外から来ておられると存じました。その方々のいろんな質問は、土産物はどこで買うたらよろしいか、食事はどこでやったらよろしいかというチラシがなぜないんですかという質問を受けております。これは、私は、養老町のイベントも行政が主体となった開催をしておりますので、その日程の日にちの宣伝しかしておりませんが、観光案内、イベント、グルメをやっております町の宣伝は書き入れることができません。そうしたものが今最も必要とされ

ておりますときでありますし、観光協会に尋ねて、また商工会に尋ねても、土・日曜日は休みで何ら返事がないという、私はいろんな角度からの叱責を受けております。

こうしたものを三百六十五日受け取れるような対応をつくるための会社でもあるだろうと私は勝手に推測しておるんですが、その形の政策には賛成をしたい。ぜひとも私はこのまちづくりの会社が設立され、基本的にはこの最終議案を通し、一つの歩を初めていただきたいと存じます。

私も議員でございます。具体的な政策の最終決定、行財政運営の批判と監視は議員の責務でございますので、この責務を私はこれからも続けていきますが、原案に賛成の討論といたします。

○議長（田中敏弘君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（田中敏弘君） ないようですので、次に、原案の賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（田中敏弘君） 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中敏弘君） 九番 松永民夫君。

○九番（松永民夫君） 修正案に賛成の意見を述べます。

私は、全ての三セクを否定するものでもございません。三月十日の総務民生委員会の時点においては、先ほども総務民生委員長から報告がありました。数件の問い合わせがあった。また、定款が納得できない場合は出資をしないというようなことも言われました。そういう中で、三月十日の時点においては、参加企業の名も不明でございます。また、出資金の額も不明でございます。

た。

養老町は、プロポーザル方式で企業の応募をいたしまして、きのこの町長の報告においては、五社三千万円の出資予定というような発言がございましたが、会社においては、参加企業の会社の方針、そして会社の概要、それらがまだわかっておりません。この会社の方針及び概要がわかった時点で再度協議し、補正予算で上げていただければ、我々議員といたしましても理解ができる、またいろんな話し合いが前向きに進められるというような考えを持っております。

ちなみに、大垣市にもまちづくり株式会社がございます。資本金五百万円、大垣商工会議所が三〇%、大垣商業振興組合が三〇%、あとは大垣市が五%の二十五万円、そのほか大垣市を代表する西濃運輸、大垣共立銀行、イビデン、太平洋工業、サンメッセ、大光、それに耐酸壇が出資をしておる会社でございます、ここは何をやるか、芭蕉会館の建設、大垣駅前開発を目的とした会社で、はっきりと会社の方針も定まっております。私は、この養老の郷づくり会社の方針がきちっとして、その段階で協議するのが一番望ましいと考えております。

よって、現時点においては、それらの判断材料が乏しい、不十分であるということで、私自身は修正案に賛成をし、私の賛成討論といたします。

○議長（田中敏弘君） ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 同じく、修正案に賛成の討論をしたいと思えます。

平成二十四年五月十六日の第一回の臨時議会、平成二十三年度

の一般会計補正予算の専決処分がございました。清華苑使用料一千五百二十九万円が足りないということで、専決でこれを認めてほしいという財源更正でございました。

振り返れば、議会としての監視機能がしっかりとあれば、議員及び議会代表の監査委員も含めて、この時点で、もつとしっかりとした不正などを見出せるというようなことがあったと思います。それ以降、私たち議員は、町民の皆さんの監視権をしっかりとしろというような声の中で議員活動をしてまいりました。

今回、一千万円の町民の皆さんの血税というのは本当に高い大切なお金だと思っております。先ほどもありましたけれども、現時点において、事業内容、いわゆる利益を生み出す主たる事業内容がどういふことなのか、公益性を議会の監視として現段階で判断ができるのか、また事業から撤退する数値基準が明示されていない状況の中で、今回原案にあります養老の郷づくり会社、仮称ですけれども、その事業に一千万円を執行するということには反対です。修正案に賛成をいたします。

○議長（田中敏弘君） ほかに討論はありますか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務民生委員会委員長報告は修正です。

まず、総務民生委員会の修正案について採決を行います。

委員会の修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手多数です。

よって、総務民生委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行

います。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、日程第二十八、議案第二十九号 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第二十九、議案第三十号 平成二十六年養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十、議案第三十一号 平成二十六年養老町立食肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十一、議案第三十二号 平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十二、議案第三十三号 平成二十六年養老町
上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十三、議案第三十四号 平成二十六年養老町
公共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十四、議案第三十五号 平成二十六年養老町
農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十五、議案第三十六号 平成二十六年養老町
介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十六、議案第三十七号 平成二十六年養老町
介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。
本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第三十七、議案第三十八号 平成二十六年年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決とするものです。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第三十八、同意第一号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、

討論を省略して採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま追加上程を賜りました同意第一号

教育委員会委員の任命同意についてを説明させていただきます。

町教育委員会委員の吉田忠史氏が一身上の都合により、平成二十六年三月三十一日付で委員を辞職されるのに伴い、後任の教育委員会委員として、この三月三十一日に退職される岐阜県立大垣養老高等学校校長の後藤稔治氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、同意を求めらるものであります。

なお、委員の任期は四年であります。同法第五条第一項ただし書きにより、任期は前任者の残任期間と規定されておりますので、平成二十六年四月一日より平成二十八年十月七日までとなります。

同意第一号 教育委員会委員の任命同意について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四条第一項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命したいので、同意を求めらるものとする。平成二十六年三月十九日提出。

後藤氏の住所でございますが、岐阜県養老郡養老町高田百七十六番地一、後藤稔治氏。

以上で、同意第一号 教育委員会委員の任命同意についての提案説明とさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第三十九、議案第三十九号 平成二十五年養老町一般会計補正予算を議題といたします。

大橋町長に提案説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三十九号 平成二十五年養老町一般会計補正予算（第六号）につきまして、その内容を説明させていただきます。

議案第三十九号 平成二十五年養老町一般会計補正予算（第六号）、平成二十五年養老町一般会計補正予算（第六号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千九百九十四万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百四億五千八百六十三万九千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十六年三月十九日提出。

最初に、七ページの歳出について御説明申し上げます。

民生費の児童福祉費、目児童措置費では、私立保育所運営事業の平成二十四年度保育所運営費国庫負担金及び県負担金の額が、平成二十六年二月二十八日付、子第千三百十四号の交付額確定通知書により確定いたしましたので、精算により国庫及び県負担金を返済するため、償還金、利子及び割引料に三千九百九十四万八千円を計上いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明を申し上げます。

今回の補正予算の補正に必要な財源を繰越金で三千九百九十四万八千円を充てるものであります。

以上で、議案第三十九号 平成二十五年養老町一般会計補正予算（第六号）についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） 次に、日程第四十、発議第一号 介護保険

制度改正の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました意見書を事務局より朗読いたします。

○議会議務局書記（稲川諭実彦君） 介護保険制度改正の見直しを

求める意見書の朗読をいたします。

厚生労働省は、社会保険審議会介護保険部会において、介護保険の見直しに関する意見を取りまとめた。

しかしながら、見直しが検討されている介護保険制度では、要支援と認定された高齢者を保健給付から外し、市町村が実施する新しい地域支援事業に移行するものである。この事業は市町村が実施主体となり、地域の実情に応じて行うもので、市町村の裁量が今よりも大きくなり、介護サービス事業者以外にも、NPO、民間企業、ボランティアなど、多種多様な事業主体の参加による重層的なサービスが提供される体制の構築が必要であるが、そういった担い手が育っていない地域も多く、地域によってサービスの質に大きな格差が生じ、介護サービス基盤が脆弱な市町村においてはサービスの低下を招くことが危惧される。

また、介護サービスの自己負担が一割負担から二割負担となった場合、自己負担の高額化により、サービスの利用を控える要支援者や要介護者が急増し、在宅での生活が困難になったり、あるいは認知症が悪化することなども懸念される。要支援者に対する介護予防事業がしつかり進めば、要介護者の増加も抑制できるが、サービスの低下によって要介護者の増加を招き、さらには市町村の介護保険財政を圧迫することにもつながる。

よって、国が検討している介護保険制度の改正については、次のとおり見直しを強く要望する。

一、要支援者を介護予防給付から地域支援事業に移行することにより、介護サービスが不均一となり、社会保障制度として公平性が維持できなくなるため、従来どおりの介護予防給付を継続すること。

二、要支援者、要介護者が介護サービス利用時に負担する割合

を二割にすることにより、自己負担が高額となり、介護サービスの利用を控える要因となるとともに、介護者への負担が増大することとなるため、引き続き一割負担を維持すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。平成二十六年三月十九日。岐阜県養老郡養老町議会議長 田中敏弘。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上で、意見書の朗読を終わります。

○議長（田中敏弘君） この意見書は、全議員からの発案です。で、趣旨説明、質疑及び討論を省略して採決を行いたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、ただいまのとおり行うことに決定いたしました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中敏弘君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成二十六年第一回養老町議会定例会を閉会いたします。長時間、御苦勞さまでございました。

（閉会時間 午後〇時十分）

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

この第一回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会日より編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第一回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会日より編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中敏弘君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（田中敏弘君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の所管事務調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十六年三月十九日

議長 田 中 敏 弘

議員 吉 田 太 郎

議員 早 崎 百 合 子